

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成 28 年 8 月 29 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 6件

厚生年金保険関係 6件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600014号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600023号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和63年6月1日、喪失年月日を同年7月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和63年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険料の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年6月1日から同年7月1日まで

昭和63年4月1日にA社に入社し、平成5年5月末まで栄養士として病院に出向し、継続して勤務した。請求期間はC病院に出向していた時期であるが、給与はA社から支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された平成3年4月1日現在の退職金計算持点表によると、請求者は、昭和63年4月1日入社、勤続年数3年と記録されていることから、少なくとも平成3年4月1日時点までは、同社に継続して在籍していたことが確認できる。

また、請求者は、「平成5年5月末にA社を辞めるまで、出向先の病院に継続して勤務していた。」旨主張しているところ、B社の人事総務部は、「請求者の請求期間当時の出向先は不明だが、自宅待機はなく、委託元の病院で働いていたと思う。」旨陳述していることから、請求期間については、A社に在籍し、出向先の病院で働いていたことが推認できる。

さらに、B社の人事総務部は、「委託元の病院への人事配置は、全て当社が行っていた。請求者は請求期間も当社に在籍していることから、請求期間においては当社が

ら給与を支給し、厚生年金保険料を控除していたと思う。」旨陳述している。

加えて、A社からC病院に出向していた複数の同僚は、「出向中の給与は、A社から支給されていた。」旨陳述している上、請求者の同病院における後任の栄養士から提供された給与支給明細書の写しによると、当該栄養士は、同病院において厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間についても、同社から給与が支給され、当該給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し、委託元のC病院に栄養士として出向しており、請求期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者に係る請求期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600016号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600024号

第1 結論

請求者のA社における平成16年3月31日の標準賞与額を1万円に、同年8月11日の標準賞与額を2万円に、同年12月17日の標準賞与額を4万円に訂正することが必要である。

平成16年3月31日、同年8月11日及び同年12月17日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年3月31日、同年8月11日及び同年12月17日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年3月
② 平成16年8月
③ 平成16年12月

A社に勤務していた期間のうち、平成16年3月、同年8月及び同年12月に賞与が支給されたと記憶しているが、賞与の記録が無い。請求期間①、②及び③について標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された2004年(平成16年)臨時賞与、2004年夏期賞与及び2004年冬期賞与の賞与個人別一覧から、請求者は、請求期間①、②及び③において、同社から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①、②及び③の賞与支給日については、A社の回答及び同社の同僚のオンライン記録から判断すると、請求期間①は平成16年3月31日、請求期間②は同年8月11日、請求期間③は同年12月17日とすることが妥当である。

また、請求期間①、②及び③の標準賞与額については、前述の賞与個人別一覧によ

り確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は1万円、請求期間②は2万円、請求期間③は4万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年3月31日、同年8月11日及び同年12月17日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の各日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600012号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600017号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年4月1日から昭和47年1月18日まで
② 昭和53年8月1日から昭和56年8月4日まで

請求期間①について、A社に昭和45年4月1日から運転手及び営業として勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社の資格取得日が昭和47年1月18日となっている。

請求期間②について、C社に昭和53年8月1日から運転手として勤務していたが、厚生年金保険の記録では同社の資格取得日が昭和56年8月4日となっている。

請求期間①及び②について、厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、B社は、「請求者の勤務期間及び給与からの厚生年金保険料控除については、資料が残っておらず不明である。」旨回答している上、請求期間①及び請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間において、同社に係る同記録が確認できる同僚18名に照会したところ、回答のあった14名のうち2名が請求者を記憶しているものの、当該2名は、「請求者が同社に勤務していた期間は分からない。」旨陳述しており、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社が加入していたD厚生年金基金における請求者の加入記録は、請求者の同社における厚生年金保険被保険者記録と一致している。

さらに、請求期間①当時にA社で社会保険事務を担当していた同僚は、「同社では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いだった。」旨陳述している上、

請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格取得年月日は、昭和47年1月18日となっており、請求者から提出された厚生年金保険被保険者証及びオンライン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者のC社に係る雇用保険の被保険者記録から、請求者が請求期間②のうち、昭和56年2月25日から同年8月4日までの期間において同社に勤務していたことが確認できる上、昭和53年8月1日以前から同社に勤務し、昭和55年7月24日付けで退職した同僚が、「勤務していた時期や期間は不明だが、同社で請求者と一緒に勤務したことがある。」旨陳述していることから、請求者は、昭和53年8月1日から昭和55年7月24日までの期間のうち、いずれかの期間において同社に勤務していた可能性がうかがえる。

しかしながら、C社は、「請求者の勤務実態及び給与からの厚生年金保険料控除に関する資料等は残っていない。請求期間②当時に社会保険事務を担当していた前社長が既に死亡しているため、請求者の厚生年金保険の加入の取扱い等は不明である。」旨回答している。

また、請求期間②及び請求者のC社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる期間において、同社に係る同記録が確認できる同僚は、「請求者は、アルバイトのような雇用形態で、正社員の運転手と勤務時間や勤務日数が異なっていた期間があったと思う。」旨陳述している上、同社から提出された、健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書の写しによると、請求者の資格取得年月日は昭和56年8月4日となっており、請求者の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録の資格取得年月日と一致している。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600013号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600018号

第1 結論

請求期間①及び②について、請求者のA社における船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和24年1月1日から昭和27年1月1日まで
② 昭和28年1月1日から昭和30年1月1日まで

請求期間①について、B事業所のC船に船員として乗船していたにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無い。

請求期間②について、昭和28年1月1日からB事業所のC船に、昭和29年1月1日から同事業所のD船に船員として乗船していたにもかかわらず、船員保険被保険者記録が無い。

請求期間①及び②の年金記録を訂正し、船員保険の被保険者期間として年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、B事業所の船舶に船員として乗船していたと主張しているが、船舶原簿謄本によると、請求者が乗船したとする期間のC船及びD船の所有者は、A社となっており、請求者が一緒に乗船したとして名前を挙げた複数の者は、同社において船員保険被保険者記録が確認できることから、期間の特定はできないものの、請求者が同社所有のC船及びD船に乗船していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の元事業主は、「会社関係資料は、昭和60年9月頃に全て廃棄したため、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び船員保険料の控除について確認できない。」旨回答している。

また、請求者がC船又はD船と一緒に乗船したとして名前を挙げた複数の者及びA社において船員保険被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が判明した29名に照会を行い、11名から回答を得たものの、請求者の請求期間①及び②における勤務及び船員保険の加入状況等について具体的な回答を得ることができない。

さらに、請求者がC船と一緒に乗船したとして名前を挙げた者について、オンライン記録において船員保険被保険者記録を確認できない者がおり、A社では、必ずしも所有する船舶に乗船する船員全てを船員保険に加入させていなかった可能性がうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が船員保険被保険者として請求期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600019号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600019号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月1日から平成8年3月29日まで
A社に勤務していた期間において、標準報酬月額が実際に支給されていた給与支給額に比べて低額となっている。
私の老齢厚生年金の支給額の基になる平均標準報酬月額は約30万円であると思うので、請求期間について標準報酬月額を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された、請求者に係る平成5年4月から平成8年3月までの期間の給与支払票兼賃金台帳の写しによると、同社の営業職員であった請求者の給与支給額は、請求者の職位、営業成績等により増減していることが確認できるが、給与から控除された各月の厚生年金保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している上、平成5年8月及び平成6年8月の随時改定並びに平成7年10月の定時決定は、いずれも適正に届出されていることが確認できる。

また、請求期間のうち、昭和54年7月から平成5年3月までの期間について、A社は、「賃金台帳等の資料は残っていない。」旨回答しており、当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額は確認できないものの、i) 請求者のB健康保険組合における健康保険標準報酬月額は、請求者の同社に係るオンライン記録の標準報酬月額と全て一致していること、ii) 前述の給与支払票兼賃金台帳の写しで確認できる期間において、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されている上、随時改定及び定時決定は、いずれも適正に届出が行われていること、iii) 同社は、「昭和54年7月から平成5年3月までの期間において、営業職員の給与体系は、給与支払票兼賃金台帳の写しで確認できる期間と基本的に同じであり、当該期間においても、請求者の給与から標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたと思われる。」旨回答していることから判断すると、昭和54年7月から平成5年3月までの期間においても、請求者の報酬月額について適正に届出が行われ、請求者

の給与からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

さらに、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600020号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600020号

第1 結論

請求期間について、請求者のA組合における厚生年金保険被保険者資格の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年4月1日から昭和46年7月1日まで

私は、昭和43年4月1日から昭和46年7月1日までA組合に臨時的任用職員として勤務しており、当該期間は、同組合に係る厚生年金保険の被保険者期間とされているにもかかわらず、同組合が保管する回議書によると、昭和44年4月の1か月間は、B会の臨時職員とされている。

前回、私は、昭和44年4月1日から同年5月1日までの期間について、A組合に係る厚生年金保険被保険者記録の削除を求める訂正請求を行ったが、平成27年9月1日付けで四国厚生支局長から不訂正決定通知書を受け取った。

しかしながら、地方公務員法第22条において、任命権者は、12か月を超えて臨時的任用を行うことができないと定められていることから、A組合は、同条に基づき、私の厚生年金保険被保険者資格を昭和44年4月1日に喪失させるべきだった。

A組合において12か月を超えて任用された期間の厚生年金保険被保険者記録は、同組合の虚偽の届出によるものなので、当該期間について、同組合に係る被保険者記録を削除してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、A組合が保管する回議書によると、請求者は、昭和44年4月1日から同月30日までの期間において、同組合の無給嘱託職員となり、B会の臨時職員として勤務する旨の記載が確認できるものの、i) オンライン記録及び事業所名簿検索システムにおいて、同会は、厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 同組合が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認標準報酬月額決定通知書及び健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の内容は、オンライン記録、健康保険厚生年金保険被保険者原票及び雇用保険

の加入記録と一致すること、iii) 同組合は、「請求者の昭和 44 年 4 月 1 日から同月 30 日までの期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できる資料は残っておらず、無給嘱託を依頼した場合の取扱いについても不明である。」旨回答していることから、既に平成 27 年 9 月 1 日付けで、年金記録の訂正をしない旨の四国厚生支局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、「地方公務員法第 22 条において、任命権者は、12 か月を超えて臨時的任用を行うことができないと定められていることから、A 組合において 12 か月を超えて任用された期間の厚生年金保険被保険者記録は、同組合の虚偽の届出によるものである。」旨主張し、前回の請求期間に昭和 44 年 5 月 1 日から昭和 46 年 7 月 1 日までの期間を加えた請求期間に係る被保険者記録の削除を求めて再度訂正請求を行っている。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者資格喪失に係る届出は、事業主と被保険者との間の事実上の使用関係が消滅した場合に行うものであり、この使用関係の有無は、就労の実態に照らして個別具体的に判断する必要があることから、当該主張をもって、請求者が請求期間において被保険者ではなかったものと判断することはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者の請求期間における厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600010号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600021号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のD社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

請求期間⑥について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦及び⑧について、請求者のE社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和43年12月1日から昭和44年8月15日まで

② 昭和48年1月4日から同年7月31日まで

③ 昭和48年7月31日から昭和49年2月1日まで

④ 昭和53年8月31日から同年9月1日まで

⑤ 昭和53年12月1日から昭和54年4月30日まで

⑥ 昭和54年4月30日から同年5月1日まで

⑦ 平成2年7月17日から平成3年7月1日まで

⑧ 平成5年2月27日から平成6年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間①について、標準報酬月額は、当時の給与支給額と比較して低額となっている。

B社に勤務していた請求期間②及び③について、標準報酬月額は、当時の給与支

給額と比較して高額となっているが、被保険者期間は、実際に勤務した期間と比較して短くなっており、資格喪失年月日が誤っている。

C社に勤務していた請求期間④について、同社には、月末まで勤務したので、資格喪失年月日が誤っている。

D社に勤務していた請求期間⑤及び⑥について、標準報酬月額は、当時の給与支給額と比較して低額となっている。また、同社には、月末まで勤務したので、資格喪失年月日が誤っている。

E社に勤務していた請求期間⑦及び⑧について、標準報酬月額は、当時の給与支給額と比較して低額となっている。

調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「年金記録では、A社に係る標準報酬月額は2万6,000円となっているが、給与支給額は3万円であった。」旨主張しているところ、請求者の同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）」には、当初、厚生年金保険被保険者資格取得年月日は昭和43年11月7日、標準報酬月額は3万円と記載されていたが、昭和44年2月26日付けで同資格取得年月日は昭和43年12月1日、同標準報酬月額は2万6,000円に訂正処理されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、「請求期間①当時の資料は廃棄済みであり、当時のことは分からない。」旨回答しており、前述の訂正処理の理由は不明であるが、同社に係る被保険者原票によると、前述の訂正時期（昭和44年2月）に、複数の同僚が昭和43年8月1日に遡及して厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社は、当該訂正時期において、何らかの事情により複数の従業員について届出手続等を行ったものと考えられ、請求者に係る訂正処理についても、事実として行われたものと考えても不自然ではない。

また、請求者がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和43年12月1日に、同被保険者資格が確認できる同性の同僚23名（当時の事業主を除く。）の標準報酬月額と比較しても、請求者の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、「年金記録では、B社に係る標準報酬月額は3万9,000円となっているが、給与支給額は3万5,000円であった。」旨主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間②当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、請求期間②及び③において、B社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認で

き、請求者と同職種であったとみられる複数の同僚の標準報酬月額は、請求者の標準報酬月額と同額であることが確認できることから、請求者の標準報酬月額のみが高額であるという事情は見当たらない。

さらに、請求者のB社に係る被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間③について、請求者は、「B社には、昭和48年1月4日から昭和49年1月31日まで勤務していた。年金記録では、6か月の加入となっているが13か月が正しい。」旨主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間③当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、請求期間②及び③において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったが、請求者のことを記憶している同僚は、「請求者の後任として関連会社から異動してきた同僚がいた。請求者は後任の同僚が異動してくる前に退職していた。」旨回答しており、当該後任の同僚は、「私は、主にB社の関連会社に勤務していた。B社を含め三社の関連会社を回りながら事務を行っていた。請求者と同姓の者が以前にいたことは覚えているが、私とは入れ違いで一緒に勤務したことはない。」旨陳述しており、当該同僚の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和48年8月1日であることから当該日以降は、請求者は同社に勤務していなかった可能性がうかがえる。

さらに、請求者のB社に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職年月日は昭和48年7月4日となっており、請求期間③において雇用保険の被保険者記録は確認できず、請求者の同社に係る被保険者原票に記載されている資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、資格喪失年月日が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間④について、請求者は、「C社には、昭和53年8月31日まで勤務したので、資格喪失年月日は同年9月1日である。」旨主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間④当時の事業主も連絡先が不明であることから、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、請求期間④において、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、請求者のことを記憶している同僚はいたものの、請求者の勤務期間を具体的に記憶している者はおらず、請求者の請求期間④に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、請求者のC社に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職年月日は昭和53年7月30日となっており、請求期間④において雇用保険の被保険者記録は確認できず、請求者の同社に係る被保険者原票に記載されている資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、資格喪失年月日が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の請求期間④における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑤について、請求者は、「年金記録では、D社に係る標準報酬月額が9万2,000円となっているが、給与支給額は11万円であった。」旨主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑤当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間⑤における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することはできない。

また、請求期間⑤及びその前後において、D社に係る厚生年金保険被保険者資格が確認できる同性の同僚の標準報酬月額と比較しても、請求者の標準報酬月額のみが低額であるという事情は見当たらない。

さらに、請求者のD社に係る被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑥について、請求者は、「D社には、昭和54年4月30日まで勤務したので、資格喪失年月日は同年5月1日である。」旨主張しているところ、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑥当時の事業主も死亡していることから、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、請求期間⑤及び⑥において、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、請求者のことを記憶している同僚はいたものの、請求者の勤務期間を具体的に記憶している者はおらず、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、請求者のD社に係る雇用保険の被保険者記録は確認できず、請求者の同社に係る被保険者原票に記載されている資格喪失年月日は、オンライン記録と一致している上、資格喪失年月日が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の請求期間⑥における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間⑦及び⑧について、請求者は、「年金記録では、E社に係る請求期間⑦の標準報酬月額は8万円となっているが、同社に再入社した際の給与支給額は11万円であった。請求期間⑧の標準報酬月額は13万4,000円となっているが、同社に再々入社した際の給与支給額は15万5,000円だった。」旨主張しているところ、同社は、

既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間⑦及び⑧当時の事業主に照会を行ったが協力は得られず、請求者の請求期間⑦及び⑧における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、請求者が提出した書類（請求期間⑧当時、給与から控除されていた健康保険料額及び厚生年金保険料額の合計額が記載されていた家計簿から作成したとされるもの。）を検証したところ、事業主により給与から控除されていたとする厚生年金保険料額は、請求者のオンライン記録の標準報酬月額から算出される保険料額と概ね一致することが確認できる上、請求期間⑦及び⑧における請求者のオンライン記録の標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

さらに、請求期間⑦及び⑧において、E社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったところ、請求者のことを記憶している同僚はいたものの、請求者の給与支給額は知らない旨陳述していることから、請求者の請求期間⑦及び⑧における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、⑤、⑦及び⑧について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、請求期間③、④及び⑥について、厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1600011号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1600022号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和46年6月1日から昭和47年3月31日まで
② 昭和47年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた請求期間①及び②について、標準報酬月額は、当時の給与支給額と比較して高額となっている期間と低額となっている期間が混在しているが、在職中に給与支給額の変動は無かった。また、同社には、月末まで勤務したので、資格喪失年月日が誤っている。

調査の上、厚生年金保険被保険者記録を見直し年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、「年金記録では、A社に係る標準報酬月額は、入社時は3万3,000円、昭和46年10月から2万6,000円となっているが、給与支給額は3万円で減給も昇給も無かった。」旨主張している。

しかしながら、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認標準報酬決定通知書」、「昭和46年度健康保険厚生年金保険標準報酬定時決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(以下「資格喪失確認通知書」という。)」の写しによると、請求者の資格取得時における報酬月額は3万2,400円、標準報酬月額は3万3,000円、定時決定時における昭和46年7月の報酬月額は2万6,400円、標準報酬月額は2万6,000円、資格喪失時における標準報酬月額は2万6,000円と記載されており、前述の全ての標準報酬月額は、請求者の同社に係る「健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)」に記載された標準報酬月額及びオンライン記録と一致していることが確認できる上、標準報酬月額が遡及して見直されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、「A社には、昭和47年3月31日まで勤務したので、資格喪失年月日は同年4月1日である。」旨主張しているところ、同社の現在の社会保険事務担当者は、「請求期間②の勤務実態及び厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料は保管していない。」旨陳述しており、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求期間①及び②において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったが、請求者のことを記憶している者はおらず、請求者の請求期間②に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、請求者のA社に係る雇用保険の被保険者記録によると、離職年月日は昭和47年3月27日となっており、請求期間②において雇用保険の被保険者記録は確認できず、前述の資格喪失確認通知書の写しに記載されている資格喪失年月日は、請求者の同社に係る被保険者原票及びオンライン記録と一致している上、資格喪失年月日が遡及して訂正されているなどの形跡は無い。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできず、請求期間②について、厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。